

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝える  
メールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを主な対象に公益に関する情報  
共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしています。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで皆さまが欲しいと思う情報をでき  
るだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願  
い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが本メール末尾をご参照ください。

---

《Index》

行政庁からのお知らせ・最新動向について

公益社団法人全日本テコンドー協会に係る公益認定の取消について

>> 2014.7.1 公表分

公益認定等委員会だより 30号 >> 2014.5.1 発行分

公益認定等委員会だより 31号 >> 2014.6.2 発行分

公益認定等委員会だより 32号 >> 2014.7.1 発行分

公益認定等委員会だより 33号 >> 2014.8.1 発行分

公益認定等委員会だより 34号 >> 2014.9.5 発行分

News・お知らせ

一般社団法人の基金について放棄を受けた場合の取扱い

>> 2014.6.11 公表（国税庁）

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」  
の可決成立に伴う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正

>> 2014.6.27 法務省

「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱  
いについて」の一部改正について

>> 2014.7.11 公表（国税庁）

一般社団法人が行う証明書の発行に係る業務の収益事業の判定について

>> 2014.7.14 公表（国税庁）

今月のTopic

新公益法人の不祥事と是正勧告について（事例研究）

=====  
行政庁からのお知らせ・最新動向について

公益社団法人全日本テコンドー協会に係る公益認定の取消について

公益認定等委員会だより (30号)

公益認定等委員会だより (31号)

公益認定等委員会だより (32号)

公益認定等委員会だより (33号)

公益認定等委員会だより (34号)

---

#### 公益社団法人全日本テコンドー協会に係る公益認定の取消について

(公社)全日本テコンドー協会では、以前から内閣府よりその組織運営について下記内容の勧告を受けていましたが、今回、法人自ら公益認定の取消を申請し、その処分が実行されています。

- \* 社員の議決権を理事会の決定で制約している件
- \* 助成金の不正受給、簿外資金の存在

「(公社)全日本テコンドー協会に係る公益認定の取消について」は下記をご覧ください。

[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/20140701\\_kankoku.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140701_kankoku.pdf)

#### 公益認定等委員会だより(30号)

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」として専門家による研究会において、下記内容の検討が紹介されています。(P.3)

(内容)

\* 収支相償の弾力的運用 公益目的事業において剰余金が発生した場合の取扱いについて、現状では、翌年度に対応案の策定を求めているが、翌年度に対応策検討のスケジュール、翌年度又はその次年度の当初に具体的な計画の提示を求める、という方法の検討。

\* 貸借対照表内訳表の必要性 現状、収益事業等会計から公益目的事業会計への利益の繰入について、財産の面からも把握する必要があるということで作成が義務付けられています(利益の50%超繰入の場合)が、事務負担が大きいため、その必要性についての検討。

\* 重要性の原則の適用 小規模法人について平成 20 年改正公益法人会計基準の重要性の原則を適用して、簡便な方法に依ることができるようにすること。

\* 事業費、管理費の配賦基準適用の改善 申請時に使用した配賦基準の継続的適用を認め、大きな状況の変化、一定の年数の経過後の見直しを認めることについての検討。

\* 小規模法人の対象範囲 簡便な会計処理方法の適用対象とする小規模の範囲をどのように決めるかについての検討。

公益認定等委員会だより（30号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1qIDA3m>

公益認定等委員会だより（31号）

公益認定申請・法人運営に関するセミナー＆相談会のお知らせ（P.3）

- ・ テーマ別セミナーの開催
- ・ 個別法人ごとの相談会の実施

公益法人制度と NPO 法人制度の解説ページの案内（P.3）

公益認定等委員会だより（31号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1tpZSXf>

公益認定等委員会だより（32号）

「スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会について」として、（公財）日本体育協会、（公財）日本オリンピック委員会との意見交換の内容が記載されています。

\* 加盟団体に対する啓発、選手への対応策等

- ・ 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を用いた講習会の実施（日体協）
- ・ 加盟団体規程の見直しによる暴力をはじめとする不適切な行為の根絶の推進（日体協）
- ・ 相談窓口を外部の専門家に委託（日体協）
- ・ 加盟団体の役員、事務局を対象に「スポーツ団体マネジメントセミナー」を実施（JOC）

\* 統括団体として心がけていること

- ・ 必要に応じ加盟団体等の調査を実施（日体協）

- ・加盟団体とコミュニケーションをとる機会を通じて意見交換を進める。
- また、役員同士の内紛等が頻発しており、公益認定法による処分の前に内紛を処理できるとよいが、JOC だけでは限界があるため、行政による指導・監督と連携して取り組んでいく。(JOC)

公益認定等委員会だより(32号)は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1CMvBbV>

#### 公益認定等委員会だより(33号)

「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル

参加者：NPO 法人日本ファンドレイジング協会代表理事 鶴尾雅隆氏、(公財) 公益法人協会理事長 太田達夫氏、(公社) 企業メセナ協議会専務理事 加藤種男氏 他、公益認定等委員会 委員

議題：「寄附文化の醸成その他公益活動の増進に向けた課題と取組」

日本の寄附の現状・課題について鶴尾氏より発表がありその内容について意見交換がなされています。

公益認定等委員会だより(33号)は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/WCwanf>

#### 公益認定等委員会だより(34号)

「平成 25 年公益法人に関する概況(移行期間の総括)」について(p.2-3) 5 年間にわたる移行期間が満了し、公益法人に関する概況データを基に行政庁による調査・分析の結果が取り纏められています。

\* 5 年間で約 9,000 法人が新公益法人に移行

特例民法法人 24,317 法人(H20.12 時点)のうち 8,366 法人(34.4%)が新公益法人に、9,570 法人(39.4%)が一般法人に移行を完了しています。(申請中の法人：2,793 法人(11.5%)、解散・合併等：3,588 法人(14.8%))

\* 公益法人の公益支出総額は、都道府県第 3 位の財政規模に相当

\* 公益法人への寄附は、日本の寄附金総額の 15%

\* 税額控除制度導入により個人の寄附額は約 3 倍に

他

公益認定等委員会だより（34号）は下記をご覧ください。

<http://bit.ly/1pKyK1I>

=====  
News・お知らせ

- 一般社団法人の基金について放棄を受けた場合の取扱い
  - >>2014.6.11 公表（国税庁）
- 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の可決成立に伴う「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正
  - >>2014.6.27 法務省
  - 「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について
  - >>2014.7.11 公表（国税庁）
- 一般社団法人が行う証明書の発行に係る業務の収益事業の判定について
  - >>2014.7.14 公表（国税庁）

---

◆◆◆◆一般社団法人の基金について放棄を受けた場合の取扱い

一般社団法人の基金については法人法第5節（第131～145条）により法律で定められた制度であり、一般社団法人を運営するための財源確保の方法の一つとなっています。この基金は、資金拠出者に返還義務を有しており、株式会社での資本金に近い性格のものですが、返還限度額は拠出額までであるなど、基金特有の取扱いがあります。この事例では、一般社団法人（普通法人型）の基金について資金拠出者から返還義務の免除を受けた場合の法人税法上の取扱いが記載されています。

▼「一般社団法人の基金について放棄を受けた場合の取扱い」は下記をご覧ください。↓

<https://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/hojin/140527/01.htm#a01>

◆◆◆◆「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の可決成立に伴う「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正

会社法の一部が改正されたことから、法人法も次の内容が主に改正されています。

\* 会計監査人の選任・解任等に関する監事の権限強化（第73条）

改正前は、会計監査人の選定・解任等は、理事が議案を社員総会等に提出する場合において、監事の同意が必要でしたが、選定・解任等の議案の内容の決定を監事が行うこととなりました。

\*外部役員の規定の廃止と非業務執行理事等に関する規定の設定（第115条等）

外部役員：当該社団・財団法人また、その子法人の業務執行理事等、使用人でなく、また過去にもその地位になったことのない役員

非業務執行理事等：業務執行理事以外の理事、監事、会計監査人

当該規定の改正により、役員の実任契約の対象範囲に変更が生じ、改正前よりも責任限定契約を締結することが可能な対象範囲が広がっています。

▼「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

の可決成立に伴う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正は、下記の法務省ホームページをご覧ください。↓

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00151.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00151.html)

「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について

租税特別措置法第40条は、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得税等の非課税の取扱いについて規定されています。公益法人等への財産の寄附については、例えば土地を寄附した場合、その土地を一旦第三者に売却したものとみなされ、取得価額と時価との差額がある場合、その差額（差額がプラスの場合）について譲渡所得税が生じることとなっています。租税特別措置法第40条は、一定の要件を満たすことにより、この譲渡所得税が非課税になることを規定するものです。今回、この租税特別措置法の基本通達が一部修正されています。

◆◆◆◆一般社団法人が行う証明書の発行に係る業務の収益事業の判定について

国税庁ホームページにおいて、上記の文書回答事例等が公表されています。

（内容）

照会者は一般社団法人で、設備メーカーからの依頼に基づいて、その設備が先端設備に該当することの証明書を発行するにあたり、その法人の会員となっている設備メーカーだけでなく非会員の設備メーカーからも受け付け、非会員に対して証明書の発行を行う場合には手数料を負担してもらうことを予定している場合、この非会員から証明書の発行の対価として受領する手数料収入が、法人税法施行令第5条第1項10号に規定する「請負業」に係る収益に該当するかどうか、との照会に対する文書回答事例です。

▼「一般社団法人が行う証明書の発行に係る業務の収益事業の判定について」は  
下記をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/hojin/140626/index.htm>

=====  
今月のT o p i c

新公益法人の不祥事と是正勧告の内容等について（事例研究）

---

今回は、新制度が始まってからの新公益法人の不祥事に対する行政庁の監督事例  
を取り上げています。

（事例：その1）

勧告日：平成 25 年 7 月（委員会勧告）

法人名：（公財）全日本柔道連盟

行政庁：内閣府

指摘事項：

- 暴力的指導があったことに関し組織の問題として対処する仕組みが存在しない
- 助成金に関し、助成金の受給資格及び強化留保金への拠出について不透明・不適切な慣行を問題視せずに放置していたこと等は、認定基準のうち「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」に欠けている疑いがある
- 一連の問題について、法人の執行部、理事会、監事、評議員会が各々の責務を果たさず、法人法に規定される職務上の義務に反している疑いがある

勧告の内容：

技術的能力（暴力等に依存せず技術者等を適正に育成することを組織的に実施し得る能力）及び経理的基礎（適切な処理、透明性の確保及び助成金等を受け入れる場合のコンプライアンスの徹底）を回復し、確立すること

問題のあった助成金は速やかに返還し、その際生じる損害については責任の所在に応じ賠償請求等を検討すること。強化留保金は廃止し、再発防止策を徹底すること

公益法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること

※「公益法人の自己規律について」の主な内容（認定等委員会の声明）

各公益法人の実情に応じて運営に外部の視点を反映させる仕組みの構築が必要となる。特に不祥事が発生した法人及びそのリスクの高い法人は、外部人材の登用など健全な運営の回復・確保の視点からより積極的な導入が重要となる。

(事例：その2)

勧告日：平成25年11月(委員会勧告)

法人名：(公財)日本アイスホッケー連盟

行政庁：内閣府

指摘事項：

評議員会決議に基づく役員交代(評議員会で選任された理事について代表者が着任拒否していた)

勧告の内容：

法人法に照らした解釈・運用を前提とすれば、上記の評議員会における役員選任の決議は有効であり、この結果に基づき法人の業務を適切に執行する体制を速やかに確立すること

(事例：その3)

勧告日：平成25年12月(委員会勧告)

法人名：(公社)全日本テコンドー協会

行政庁：内閣府

指摘事項：

法人法の規定に反して定款ではなく理事会決議で制定した賞罰規程により、一部社員(社員の資格停止処分を受けた社員)の議決権行使を認めていなかった

勧告の内容：

法人法の規定に適合するよう、社員総会において全社員の議決権の行使を認めること、及び賞罰規程について必要な措置を講じること

(事例：その4)

勧告日：平成26年3月

法人名：(公財)静岡県学校給食会

行政庁：静岡県

指摘事項：

市内の小中学校等で発生した食中毒事故に関して、食品衛生に関する専門家が法人の役職員の中に存在しなかったこと、及び食品衛生に関する取組を検証できる仕組みも法人内部に存在しなかったこと

法人が実施する委託工場の実地調査の調査員に、食品衛生に関する専門家が含まれていなかったこと

勧告の内容：

「公益目的事業を行うのに必要な(略)技術的能力」を向上するための措置を講じること(専門家の役職員への登用、専門家による事業活動の定期



的な検証等)

委託工場を選定する際、実地調査の調査員に専門家の登用を検討すること

(事例：その5)

勧告日：平成26年4月(行政庁からの諮問)

法人名：(公社)日本プロゴルフ協会

行政庁：内閣府

指摘事項：

2度の暴力団排除宣言をしていたにもかかわらず、理事及び副会長が暴力団会長等とゴルフを行い、再三にわたり金銭を受領していたこと、及びこの件の全体像について法人内部への説明がほとんどなされておらず、その中で役員が改選されているが、これをもって各機関の責任を明らかにしたことにはならないということ

勧告の内容：

客観的かつ徹底した事実解明を行い、再発防止策を徹底することと同時に、役員の責任を明らかにした上で、内外に対する説明責任を果たすため必要な措置を講じること

(事例：その6)

勧告日：平成26年4月(委員会勧告)

法人名：(公社)全日本テコンドー協会

行政庁：内閣府

指摘事項：

- 代表理事の主導による簿外の資金の流れが過去5年にわたり存在し、このことについて代表理事が帳簿等をもって説明することができていないこと  
更に、代表理事がコーチから助成金を自ら集金し、その助成金の集金について代表理事個人の財布と法人の会計が区分されていないこと(経理的基礎を有していることについての疑義)
- 理事及び監事も、簿外資金について承知しながら、理事会及び監事としては是正のための行動をとっていないこと

勧告の内容：

経理的基礎を回復するため、代表理事個人の財布と法人の会計を分離し、理事会及び社員総会において適切な検討を行い必要な措置を講じることと同時に、理事会及び監事の責任を明らかにすること

.....  
<スタッフより>

新制度への移行期間も終了し、ほとんどの特例民法法人が一般社団・財団法人、公益社団・財団法人への移行が完了している状況です。移行期間の途中経過では一般、公益それぞれへの移行割合は、ほぼ同程度の割合でしたが、最近内閣府より公開された結果では、一般法人への移行 48%、公益法人への移行 37.2%、解散・合併等 14.8%と一般法人への移行割合が結果として多くなっており、移行期間の終盤に多くの法人が移行認可の申請をされたものと考えられます。

新制度への移行後は、行政庁の監督方法等が気になるところですが、福岡県では6月27日付で「立入検査の考え方」を公表しています。内容は、以前に内閣府が公開したものと様で、公益社団・財団法人については、定期的（概ね3年に一度）実施、一般社団・財団法人については、公益目的支出が計画通りに支出されていない法人を対象に実施することとされています。

また当年度は、新制度に移行して初めて定期提出書類を行政庁に提出された法人も多いかと思えます。現状ですが、行政庁からの問合せや修正依頼が既に行われている法人もありますが、まだ提出後連絡がない法人もあります。行政庁とのやりとりについては公益法人はずっと継続していきますし、一般法人についても移行期間が終了するまで継続していくため、今後トラブルが生じないようにやりとりの内容や指導内容を記録しておくことが重要と思えます。

今回掲載している公益法人の会計に係る諸課題の検討のように、比較的規模の小さい法人について認定法の取扱いの簡素化が検討されていますが、今回の制度改正による事務負担は、現場でも非常に大きいと感じる場面が多いため、早急な実現化が望まれるところです。（廣門）

---

#### ご要望・ご感想

・ ・本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[ ] [support@shinohara-cpa.com](mailto:support@shinohara-cpa.com)

メルマガの変更・停止

・ ☆ ・登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ☆ ・

[ ] [kubotam@shinohara-cpa.com](mailto:kubotam@shinohara-cpa.com)

メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

---

◆発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原 CPA ビル

TEL : 092-751-1605 FAX : 092-741-2581

---